

記号		a
区分	大分類	管理的職業従事者
	中分類	
	小分類	
解説		事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。
補足		<p>「管理的職業従事者」とは課長職等以上で経営・管理する者、公選された公務員、例えば国会議員、市議会議員などをいう。</p> <p>★一般的に新卒者は該当しない。 ★企業社員や団体職員(公務員)として「総合職」や「事務職」に採用されたや新卒者は [c 事務従事者] に該当する。</p>
業種例		衆議院議員;参議院議員;内閣総理大臣;国家公安委員会委員;刑務所長;知事;市長;地方公共団体の課長;選挙管理委員;監査委員;駅長・区長(公営鉄道);会社社長;会社専務取締役;会社常務取締役;独立行政法人役員;国立大学法人役員;健康保険組合役員;農業共済組合役員;公務員共済組合役員;公立学校共済組合役員;会社部長・部次長・課長;営業所長;独立行政法人課長;国立大学法人課長;組合部長・課長;私立学校事務長・部長・課長

業種一覧にもどる